

身近な問題から法をとらえる法教育の授業開発

—「自転車問題」を教材として—

B3E12006 大澤 穂

はじめに

本論の目的は、身近な問題から法をとらえ、法の仕組みや意義、役割を理解することができる授業モデルの開発である。それは、法に関する知識を日常生活に活かして適切に判断し、解決する力の育成をねらいとしている。授業プランは、小学校 6 年生の政治学習単元として開発する。

平成 21 年 5 月 21 日から国民が刑事裁判に参加する裁判員制度が導入された。それにより、子供たちは大人になったとき主体的に司法に参加することが求められるようになった。そのため、教育現場の法意識が高まり、学校教育法や小・中・高の学習指導要領に法教育に関わる内容が付け加えられた。また、社会全体の法意識も高まり、裁判員裁判の入門書や法学入門書が出版されたり、法務省や弁護士、研究者による法教育の出前授業などが実施されたりするようになった。

他方、近年、子供に関わる事件が増加している。具体的には、万引きや殺人、いじめなどである。これらのことが起こる原因の 1 つとして法に対する意識が低いことが考えられる。したがって、こういった子供たちの実態という面からも、法教育により法の重要性や厳しさなどを教える必要がある。法務省が定義する法教育は、次のようなものである¹。

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育

つまり、法教育とは知識や価値を理解した上で、法的なものの考え方を身につけることを目的とした教育なのである。ここでいう法的なものの考え方とは、具体的な事件に対して問題解決のために、自分でどのような条文・学説・判例を用いて判断すればよりよい結果が導き出せるかを考え出すことのできる力である。しかし、現在の学校現場で行われている法教育の授業実践は知識や価値を理解することに留まっていると指摘されることが多い²。特に小学校の社会科では、内閣・国会・裁判所の働きや日本国憲法の理念や条文を暗記させる活動が中心で有用性がないと指摘されている³。実際、多くの小学校の教室で行われている法関連教育は、習得した法的知識を日常生活に活かすようなものにはなっていないのである。それを防ぐために、筆者は小学生のうちから法教育に力を入れていく必要がある

¹ 法務省 「法教育」 <http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html> 2016年2月6日。

² 橋本康弘 2009 『教室が白熱する“身近な問題の法学習”15選』明治図書出版株式会社、p.3。

³ 佐々木美紗 2005 『法の使い方』を学ぶ授業モデルの開発—日本とアメリカにおける法教育の分析と比較をとおして— p.1 北海道教育大学旭川校提出 平成17年度卒業論文。

と考える。そうすることにより、子供の頃から法意識を高めることができる。また、子供が関わる事件を減らすことができるだけでなく、大人になってからも日常生活に活かすことができよう。しかし、小学生を対象にして行われている法教育実践は少ない。その理由としては、小学生に法を教えることが難しいことが考えられる。それを乗り越えたものが、佐々木美紗の「法の使い方」を学ぶ授業モデルの開発である⁴。

佐々木は、小学生にも授業の構成の仕方や扱う教材によっては法教育を行うことが可能であると述べている⁵。佐々木の開発した授業プランは2つある。第3学年を対象とした給食のルールを決めるものと第6学年を対象とした万引き事件から刑罰を考えるような身近なものである。これは、小学生の法的知識や判断力を育成することができる法教育を可能にしたと評価できる。また、日常生活にも活かすことができ、子供が関わる事件を減らすこともできるであろう。

しかし、筆者は佐々木の開発した法教育に不十分さを感じている。その理由は、以下の2つである。

1つ目の理由は、ルールと法の共通点や違いを説明していないことである。佐々木は第3学年を対象とした授業でルールを、第6学年を対象とした授業で法を扱っている。しかし、ルールが何なのか、それについて確認や説明をすることなく、自分たちのルールについて考えさせている。また、法の授業でも仕組みや意義などにも触れていない。これでは、子供たちがルールと法の共通点や違いを理解しないまま学習を進めることになってしまい、両者が混同してしまう可能性がある。大人たちの中にもルールと法を同じものとして扱っていることがある。しかし、ルールと法は同じ性質をもつ部分もあるが、違う役割をもつ部分もある。また、子供たちの生活にルールは身近なものであるが、法はそうではない。そのため、ルールと比較して法に関してもしっかりと理解させる必要がある。そうすることにより、問題が起きたときに法に関する知識を生活の中で活かして適切に判断し、解決する力を育成することができると思う。そのため、ルールと法の共通点や違いをしっかりと理解させることが必要である。

2つ目の理由は、罪の重さや法の厳しさを子供たちに理解させていないことである。佐々木は事例として「もし万引きをしてしまったら、どのような罪になるのか」という内容を扱っている。この事例は、子供たちにとって身近な内容であるため、法的な判断能力を育成するには適切なものである。しかし、万引きをしたときにどのような罪に当たるのか子供たちに調べさせ、簡単な文に直すという作業で終わってしまっている。子供たちに罪の重さや法の重要性について現実的に考えさせるため、より具体的な裁判事例を扱い、どのような基準で判断がなされ、またそれはどのような法に当たるのかなど考え、理解させる必要がある。それにより、法に関する知識を深めることができる。

⁴ 佐々木美紗 2005 『法の使い方』を学ぶ授業モデルの開発—日本とアメリカにおける法教育の分析と比較をとおして— pp.1-62 北海道教育大学旭川校提出 平成17年度卒業論文。

⁵ 同上論文、p.2。

このような問題を解決するために、筆者は中平一義の法とルールの基礎的価値を扱う法教育授業研究⁶を取り入れた授業開発を考えたい。中平は問題に直面した際に、個人的な感覚で問題を解決するのではなく、基本原理に関わる知識や理論に裏打ちされた概念や方法により、ツールとして法を使いこなす法教育を提案した⁷。中平の授業プランは、佐々木論文の不十分な点を改善しているのである。

中平の授業プランが佐々木プランの不十分な点を乗り越えていることについて、具体的に述べよう。中平プランにおいて、ルールと法の共通点や違いの説明はどのようになされているか。中平は子供たちにルールと法のそれぞれの特徴や役割などを理解させた後、具体的な事例を使って法を活用させている。ルールと法のそれぞれについて理解していなければ、学習を進める上で子供たちは分からなくなってしまう。中平の授業実践では法とルールのそれぞれをしっかりと理解させてから法を活用した活動に入っているため、学習が円滑に進んでいるのである。

次に、2点目の罪の重さや法の厳しさを子供たちに理解させていないという点は、どう改善されているか。中平は自転車問題の具体的な事例を取り上げている。その内容は自転車を購入したAさんと自転車を作ったX社の間で起きた問題についてである。事例について具体的に提示してから、子供にそれぞれの立場の言い分を考えさせ、グループごとに結論とその理由を発表させる。そして、そのグループの結論に対して弁護士に法的な側面から評価をしてもらう授業実践となっている。そのため、自分たちで考えるだけに留まらず、弁護士の意見も聞くことができ、罪の重さや法の厳しさを理解することができるようになっているのである。しかし、中平授業は中学生を対象としているため、内容が難しい。筆者が授業で扱う事例は小学生を対象とするため内容を簡略化する工夫をする。

加えて、法に関する知識を日常生活で適切に判断し、解決する力の育成のため、筆者は橋本康弘⁸の「法批判学習」を取り入れる。橋本は現行社会科の法教育が法制度の理解学習に留まっていることを問題として挙げている。橋本がいう法制度の理解学習とは「子供たちに法を静態的に見る態度を養い、法を前提化する見方を作り出し、結果として無批判に法を受容する可能性を秘めている⁹」というものである。そのため、現代の法教育の問題点を乗り越えるものとして「法批判学習」を提唱している。これは、法を批判的に見て、よりよい法を考える学習であるため、大人になったとき主体的に司法に参加することが求められる子供たちにとって有意義な学習になる。

筆者は、さらに二階堂年恵の現代アメリカ初等法関連教育授業構成論研究¹⁰も取り入れた授業開発を考えている。アメリカは法教育が発展している国である。その成果に学ぶ必要

⁶ 中平一義 2011 「法とルールの基本的価値を扱う法教育授業研究—私的自治の原則の現代的主体性を題材にして」、日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.114、pp.41-52。

⁷ 同上論文、p.41。

⁸ 橋本康弘 2005 「法関連教育の授業構成—法批判学習の意義」、社会系教科教育学会『社会系教科教育研究』第17号、pp.13-22。

⁹ 同上論文、p.13。

¹⁰ 二階堂年恵 2010 『現代アメリカ初等法関連教育授業構成論研究』風間書房 pp.1-202。

があると考えたからである。

二階堂は、日本の法教育は身近な社会生活における多様な法の役割や機能を理解したり、自らの権利を主張し、法的問題を解決したりするための法的資質教育の資質が希薄であることを問題として挙げている¹¹。それを改善するために、アメリカで行われている法教育が参考になると述べ、様々なアメリカの法教育プランを紹介している。中でも、オハイオ州法曹協会が初等法関連教育用に開発したカリキュラムプロジェクトは、筆者にとって教えられるところが大きであった。しかし、問題点もある。それはアメリカで開発されたカリキュラムであるため、低学年の時から法教育が一貫してカリキュラムの中に組み込まれていることである。我が国の社会科にはそうした体系性は存在しない。したがって、6年生の法教育関連の単元の中にアメリカで低・中学年を対象に行われている法教育の内容を組み込む必要がある。

さて、教材として取り上げた自転車問題について述べよう。2015年6月1日に改正道路交通法が施行され、自転車による交通違反がより厳しく取り締まられることになった。自転車は我々が日常生活の中で使用し、身近なものである。また、子供たちも日常的に使用している。したがって、自分たちの問題として具体的に考えさせることができる。習得した法関連知識を日常生活とつなげて考えさせることによって、子供たちの法に対する意識を高め、誤った行動をしないよう気を付ける態度を醸成することができる。自転車問題という教材を扱い、身近な法をもとに法の仕組みや役割、意義を理解させたい。すなわち、自転車問題から改正道路交通法や窃盗罪などの法の仕組みや意義をとらえるという構成を核にした授業モデルを作成していく。これによって、授業で習得した法関連知識を日常生活で活かすことのできる力を育成できよう。

そこで、本論では次の三点を取り入れた授業モデルを開発していく。

- (1) ルールと法の特徴や役割の共通点や相違点を理解させる。
- (2) 罪の重さや法の厳しさを理解させる。
- (3) 身近な法の教材を扱い、日常生活で法に関する知識を活かすことのできる力を育てる。

以下、本論を次のように構成する。まず、法教育を扱った授業実践を分析し、問題点を明らかにしたうえで、本論の目指す授業像を明確にする（Ⅰ章）。次に、橋本の「法批判学習」実践を考察し、法を批判的に見る必要性について論じる（Ⅱ章）。続いて、授業を作るための教材研究について論述する（Ⅲ章）。さらに、身近な問題から法をとらえる法教育の授業開発の授業案を作成する（Ⅳ章）。最後に、成果と課題について述べる（おわりに）。

¹¹ 二階堂年恵 2010 『現代アメリカ初等法関連教育授業構成論研究』風間書房、p.3。